



平成27年2月17日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 バ リ ュ ー H R
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 田 美 智 雄
(コード番号：6078 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 遠 藤 良 恵
(TEL. 03-6380-1300)

過年度に係る内部統制報告書の訂正報告書の提出について

当社は、平成27年2月16日付「過年度に係る決算短信等（一部訂正）の公表及び有価証券報告書等の訂正報告書の提出について」にてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書及び有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局へ提出いたしました。

また、これと併せて、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、再発防止策の詳細につきましては、平成27年2月16日付「特別調査委員会の調査報告及び当社の対応について」にて公表いたしましたとおりであります。

株主の皆様をはじめとする当社関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第13期（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成26年12月、当社の連結子会社である株式会社バリューサポート(以下「バリューサポート」といいます。)の旅行事業外販部門の売上計上に関し、会計監査人からの指摘により当社は社内調査を行っていたところ、当該部門の一従業員より当該従業員が担当した平成26年12月期における取引案件の一部について架空の売上及び仕入計上を行った旨の申告がありました。これを受けて当社は、平成27年1月23日、外部の有識者を中心に構成される特別調査委員会を設置し、不適切な会計処理に関する事実関係等の調査を実施いたしました。

かかる調査の結果、平成26年12月期以前にも当該従業員の担当取引案件において売上の過大計上等の事実が認められ、その結果、過年度においても不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。

これは、旅行事業外販部門において、売掛金の現金回収などの特有の商慣習の存在、小規模組織が故の閉鎖性と権限の一極集中、子会社のノンコア事業であったための親会社及び子会社管

理において経営管理本部での牽制、モニタリングが十分に機能しなかったことなどから、このような不正行為が継続し、その発見が遅れたものと認識しております。

本件に対する当社の対応として、平成25年12月期（第13期）及び平成26年12月期（第14期）第3四半期までの決算を訂正し、当該訂正が影響する平成25年12月期（第13期）の有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書及び有価証券届出書の訂正届出書、平成26年12月期（第14期）の第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの提言を踏まえ、以下の通り再発防止策を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

- ① 組織（内部）体制の見直し
- ② 旅行事業における業務処理手順の見直し及び経営管理部門による牽制機能の強化
- ③ コンプライアンス体制、教育の強化
- ④ 内部通報制度の周知徹底
- ⑤ 内部監査の強化
- ⑥ 内部統制の評価範囲の見直し

以上